

平成 31 年 1 月 18 日

各 位

鹿児島興業信用組合

お客さま情報が記載された書類の紛失について

このたび、当組合におきまして、お客さまの情報が記載されている書類の一部を紛失していることが判明しました。

お客さま情報の厳重な管理が求められている金融機関におきまして、このような事態を招きましたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

1. 紛失の概要

(1) 紛失した営業店

鹿屋支店 伊敷支店

(2) 紛失した書類・件数

お客さまが店頭等で納付された地方公共団体向け納付書の金融機関控え
(鹿屋支店)・鹿屋市向けの納付書の金融機関控え(平成 25 年度・26 年度分) 17,062 件
平成 25 年度分：8,872 件 平成 26 年度分：8,190 件
・鹿児島県向けの納付書の金融機関控え(平成 25 年度・26 年度分) 1,327 件
平成 25 年度分：673 件 平成 26 年度分：654 件
(伊敷支店)・鹿児島市向けの納付書の金融機関控え(旧玉里支店 平成 25 年度下期分) 238 件
・鹿児島県向けの納付書の金融機関控え(旧玉里・草牟田支店 平成 25 年度分) 174 件
合計 18,801 件

(3) 紛失した書類に含まれていた情報の内容

お名前、ご住所、納付金種類、納付金額 等

2. 紛失が判明した経緯

平成 30 年 10 月 18 日に受検した、鹿屋市による鹿屋支店への指定金融機関等の検査(定例検査)において、検査対象の同市向け納付書の金融機関控えの一部が存在しないことについて指摘を受けたことから、上記書類を紛失していることが判明しました。その後の調査の結果、鹿屋支店及び伊敷支店において、鹿児島県向け及び鹿児島市向けの上記書類を紛失していることが判明しました。

3. お客さまへの影響、二次被害等の発生について

調査の結果、保存期間が経過した書類を廃棄する際に、上記書類を誤って廃棄した可能性が高く、外部への情報流出や不正持出等は、極めて低いものと考えております。

なお、本件に係る納付手続きは全て適正に完了しており、お客さまの納付に関する影響はございません。

また、現在までにお客さまの情報が不正に利用されたとの連絡等はなく、不正に利用された事実も確認されておられません。

4. 再発防止策について

当組合におきましては、今回の事態を重く受け止め深く反省し、お客さまの情報に関する管理態勢を強化し、その内容について教育・指導を徹底して、再発防止に一層努めてまいります。

なお、本件に関するお客さまのお問い合わせ窓口は、以下のとおりです。

担当 総務部 堤 事務統括部 中原

電話番号 099-224-3175

受付時間 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

以 上